

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設
指定管理者募集要項

令和7年9月

高知県水産振興部漁港漁場課

目 次

1. 管理を代行する施設	1
(1) 施設の内訳	
(2) 施設の設置目的	
2. 指定管理者が行う業務	2
(1) 管理運営の基本方針	
(2) 業務の範囲	
3. 指定管理の期間	2
4. 管理にかかる経費と県への納付額	2
(1) 管理経費	
(2) 県への納付額	
(3) 納付の方法	
(4) 各年度の収支と剰余金の処理	
5. 利用料金の設定	3
6. 申請資格等	4
(1) 申請資格	
(2) 資格のない団体等	
7. 指定管理者の候補者の選定	5
(1) 選定機関	
(2) 日時・場所	
(3) 選定方法	
(4) 候補決定の通知・公表	
8. 指定管理者の指定	7
(1) 県議会の議決	
(2) 新たな候補者の選定	
(3) 指定の取り消し	
9. 協定の締結	7
(1) 基本協定と年度協定	
(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
10. 業務の継続が困難になった場合等の措置	7
(1) 指定管理者の責に帰すべき事由による場合	
(2) 県及び指定管理者の責に帰すべき事由によらない場合	

11. 申請方法	8
(1) 提出書類	
(2) 申請書類の配布	
(3) 申請書類の提出	
(4) 留意事項	
12. 質問事項の受付	10
13. 現地説明会の開催	10
14. 問い合わせ先及び各種書類の提出先	10

〈参考資料〉

参考資料 1 過去の係留施設の使用状況及び収支実績の内訳

参考資料 2 納付額の参考価格（下限値）の内訳

〈業務仕様書〉

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設管理運営業務仕様書

〈添付資料〉

資料 1 提出書類様式

(1) 指定管理者指定申請書（別記第 1 号様式）

(2) 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者事業計画書（別記第 2 号様式）

(3) 収支予算書（別記第 3 号様式）

(4) 納付額提案書（別記第 4 号様式）

(5) 誓約書（別記第 5 号様式）

(6) 現地説明会参加申込書（別記第 6 号様式）

(7) 質問書（別記第 7 号様式）

資料 2 宇佐漁港指定管理施設配置図

資料 3 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設経費算定項目一覧表

資料 4 高知県漁港管理条例

資料 5 高知県漁港管理条例施行規則

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者募集要項

宇佐漁港区域内のプレジャーボート等（漁船以外の船舶）保管施設の管理運営について、利用者サービスの向上と業務の効率化を図るため、高知県漁港管理条例（以下、「条例」という。）第20条の規定に基づき指定管理者の募集を行います。

1. 管理を代行する施設

(1) 施設の内訳

名 称		宇佐漁港プレジャーボート等保管施設				
所 在 地		高知県土佐市宇佐町宇佐他				
水域係留 施 設	番号	地 区 名	箇 所 数	係留可能隻数	許可隻数	備 考
	①	荻 浜	2	30	13	
	②	橋 田	2	55	54	
	③	新 町	5	115	63	
	④	福 島	2	52	37	
	⑤	塩 浜	6	21	5	
	⑥	灘	11	124	81	
	⑦	井の尻	2	49	31	
	⑧	竜	1	2	0	
	⑨	宇津賀	2	9	1	
	⑩	堂ノ浦	1	10	5	
	⑪	入 戸	1	8	0	
	⑫	白 鷺	1	4	0	
計	12地区	36	479	290		
陸上保管 施 設	番号	地 区 名	面積(m ²)	保管可能隻数	許可隻数	備 考
	①	橋 田	5,576	100	38	
	計	1箇所	5,576	100	38	

※1 別添「宇佐漁港指定管理施設一覧表」及び「宇佐漁港指定管理施設配置図」を参照のこと

※2 許可隻数は令和7年3月末現在

(2) 施設の設置目的

プレジャーボート等の適正な保管により漁船との利用調整を図り、漁港の機能と秩序を維持することを目的としています。

2. 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営の基本方針

- ① 指定管理者は、施設の管理権限と責任を有し、県に代わり施設の管理を代行するものとします。
- ② 指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、利用者サービスの向上と経費の削減を図ることとします。
- ③ 指定管理者は、公の施設であることを念頭に置いて、公平な管理運営を行うこととします。

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行います。

なお、詳細は、別に定める「宇佐漁港プレジャーボート等保管施設管理運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとします。

- ① 施設の利用に関する業務
- ② 利用料金の収受に関する業務
- ③ 施設の維持管理に関する業務
- ④ 施設の運営管理に関する業務（監視、安全措置対応等）
- ⑤ 地元漁業者、関係機関との調整等
- ⑥ 県への報告
- ⑦ その他

3. 指定管理の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）とします。

4. 管理にかかる経費と県への納付額

(1) 管理経費

県は、原則として、指定管理者に対し施設の管理に係る費用の負担を行いません。施設の管理にかかる費用は、施設の利用料収入から、次の（2）に記載する県への納付額を差し引いた額を充てることとします。

ただし、次のような特別な事情のある場合は、県と指定管理者の協議によることとします。

- ① 事故又は自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき

- ② 県の施策として、指定管理施設に係る業務の変更又は新たな事業の実施の必要があるとき

(2) 県への納付額

- ① 指定管理者には、納付額提案書（別記第4号様式）において、県へ納付額として提案した金額を、協定に定める時期、方法により、県へ納付していただきます。
- ② 単年度の収入見込額（利用料金）から支出見込額（人件費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、使用賃借料など管理に要する経費）を差し引いた額を、県への納付額として提案してください。
- ③ 収入見込額は15,505千円（指定期間の1年間の平均収入見込額）を参考としてください。
- ④ 支出見込額は、県で納付提案額を算定した際に使用した「宇佐漁港プレジャーボート等保管施設経費算定項目一覧表」を、添付資料3として掲載していますので参考としてください。
- ⑤ 県への納付額は、年額800千円以上として提案してください。

(3) 納付の方法

指定期間（令和8年度～12年度）の各年度ごとに、協定で定める額を県の指定する期日までに納付していただきます。

(4) 各年度の収支と剰余金の処理

- ① 各年度において、利用料金収入実績額（未徴収分を含む）から管理に要した経費の実績額を控除した額（以下、「収支差額」という。）が、協定で定めた納付額を下回った場合も、指定管理者は、協定で定めた納付額を県に支払っていただきます。
- ② 各年度において、収支差額が協定で定めた納付額を上回り、剰余金が発生した場合は、指定管理者は剰余金を自らの利益として得ることができます。

ただし、剰余金が、利用料金収入及び管理業務の実施状況その他に照らして過大であると認められる場合は、県と指定管理者との協議により、当該剰余金のうち、県に納付すべき額又は当該施設の整備その他の用途に充てるべき額を定めることとします。

5. 利用料金の設定

利用料金は、条例で定める額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めることとします。

利用料金の減免及び還付については、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て要件を定め、それに該当する場合に行うこととします。

〔参考〕漁港施設別許可隻数（令和7年3月末）

漁港施設名		計算単位（船長）	利用料金（月額）	隻数	
係留施設 （水域）	係船環A	6m未満	2,800円	106	
		6m以上	3,400円	36	
	係船環B	6m未満	1,800円	26	
		6m以上	2,200円	10	
	係船環C	6m未満	500円	42	
		6m以上	600円	6	
	浮き棧橋	6m未満	3,800円	36	
		6m以上	4,400円	28	
	小計				290
	船舶保管施設 （陸上）	1フィート当たり		650円	38
小計			38		
合計				328	

※ 「利用料金」は条例別表第1の2に記載の金額（消費税別）。

6. 申請資格等

（1）申請資格

- ① 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定管理の期間中、漁港施設の利用において、公平な利用を確保し、漁港施設の効用を最大限に発揮させ、その業務に係る経費の縮減を図り、漁港施設の管理運営を安定して継続的に行うことができ、併せてプレジャーボート等が漁港施設を利用する際の現地での調整のため、土佐市宇佐町内に管理事務所を設けることができる法人その他の団体（以下、「団体」という。）、又は複数の団体で構成されるグループ（以下、「グループ」という。）とします。
- ② グループでの申請の場合、その構成は次のいずれかとします。
 - ア 県内事業者のみによるもの。
 - イ 県内事業者と県外事業者（高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。なお、応募時点において事務所等を置いていない場合は、指定管理を開始する時点までに事務所等を置く者に限る。）
- ③ 単独で申請した団体は、グループ応募の構成員になることはできません。

④ 団体が、同時に複数のグループの構成員になることはできません。

(2) 資格のない団体等

団体又はその代表者が次の事項に該当する場合は、申請することができません。

また、協定締結までの期間に次の事項に該当することになった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

- ① 県議会議員、知事、副知事、県の各種委員会委員等（その職務が宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の管理運営に関係するものに限る。）が役員に就任している場合
- ② 法律行為を行う能力を有しない場合
- ③ 役員等に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる場合
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合
- ⑤ 県から指名停止の措置を受けている場合又は指名停止となる措置要件に該当する場合
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある場合
- ⑦ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きを行っている場合
- ⑧ 法人県民税、法人事業税、消費税等を滞納している場合
- ⑨ 健康保険料等の社会保険料を滞納している場合
- ⑩ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当する場合
- ⑪ 応募者又は代表者が同一の公募において2以上の応募をした場合

7. 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定機関

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）

委員会は、県が設置し、複数の外部有識者及び関係行政機関の職員、計5名で構成します。

(2) 日時・場所

令和7年11月（予定）

具体的な日時・場所は、後日、申請者に直接連絡します。

(3) 選定方法

- ① 第一次審査（申請資格に関する適格審査）

申請者から提出された書類をもとに、募集要項に定めた書類・資格・要件が備わっているかどうか、県漁港漁場課において審査します。

② 第二次審査（プレゼンテーション）

委員会において、申請者が自らの提案を説明するとともに、委員からの質問事項に答える機会を設けます。

③ 選定基準

評価項目	審査内容
1. 業務を安定して行う能力 (配点25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営組織及び人員配置 ・ 申請者の有する経験・実績 ・ 収支計画の内容、実現性 ・ 申請者の財務状況
2. 安全・安心な管理運営 (配点25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の防止策及び緊急時の対応等、危機管理対策 ・ 施設の維持管理対策 ・ 施設の美化対策 ・ 地元（漁業者及び住民）との調整及び紛争解決
3. 適正な管理運営 (配点15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用等に関する公平性の確保 ・ 関係法令等の遵守 ・ 個人情報保護、情報公開、環境についての配慮 ・ 文書の適正な管理及び保存
4. 施設の有効活用 (配点10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者サービスの向上 ・ 施設の利用促進策 ・ 施設の利用料金の提案額
5. 県への納付提案額 (配点25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が示す金額以上（年額80万円未満なら失格） ・ 当該提案者の点数＝配点（25点）× ①／② <p>※1 ①は当該申請者の提案額（5年間の合計）</p> <p>※2 ②は最高額を提案した申請者の提案額（同上）</p> <p>※3 計算の結果、1点未満の端数が発生した場合は四捨五入とする。</p>

(4) 候補決定の通知・公表

県は、委員会からの指定管理者候補選定を受け、指定管理者候補を決定します。決定後、申請者全員に対して、結果を速やかに通知します。

また、県漁港漁場課のホームページ<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040000/040501/>で結果を公表します。

8. 指定管理者の指定

(1) 県議会の議決

指定管理者は、指定管理者候補の中から、令和7年12月の高知県議会の議決を経て指定されます。

(2) 新たな候補者の選定

指定管理者として指定されるまでの間に、指定が不可能又は著しく不適當となるような事情が生じた場合は、新たに候補者を選定することがあります。

(3) 指定の取り消し

指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合又は協定の締結までに財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合は、県議会の議決後であっても、指定を取り消すことがあります。

9. 協定の締結

指定管理者として指定された後、管理に係る詳細事項、経費等を最終的に定めるため、指定管理者と県との間で協定を締結します。

(1) 基本協定と年度協定

協定は、指定期間（5年間）を通しての基本的事項に関する基本協定と、各年度ごとの具体的業務に関する年度協定の2種類を締結することとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項については、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

10. 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理の期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合等の措置は、次のとおりとします。

なお、いずれの場合も、指定管理者は、次期指定管理者又は県が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

① 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、県は、指定の取り消しを行い、県に生じた損害の賠償を指定管理者に命じることとします。

② 指定管理者が協定に違反した場合及び業務の処理が著しく不適當であると認

められる場合は、県は、指定の取り消し又は業務の全部若しくは一部を停止させ、県に生じた損害の賠償を指定管理者に命じることとします。

(2) 県及び指定管理者の責に帰すべき事由によらない場合

災害その他の不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない場合、県と指定管理者は、それぞれ事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとします。

11. 申請方法

(1) 提出書類

次の書類を提出してください。③については、令和8年度から令和12年度までの5年間について年度ごとに作成してください。

① 指定管理者指定申請書（別記第1号様式）

② 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者事業計画書

（別記第2号様式）

③ 収支予算書（別記第3号様式）

④ 納付額提案書（別記第4号様式）

⑤ 誓約書（別記第5号様式）

⑥ 申請者に関する書類

グループ申請の場合は、すべての構成団体について必要です。

ア 定款、規約その他これらに類する書類

イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票（本籍地及びマイナンバーの掲載は不要）の写し（いずれも3カ月以内に取得したもの）

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

エ 設立趣旨、事業内容を記載したパンフレット等、団体の概要がわかるもの

オ 県税納税証明書（完納証明書）（高知県証明事務手数料徴収条例により、1件につき360円の高知県収入証紙が必要です。）

⑦ グループ申請の場合のみ必要な書類

ア 申請手続き等に関する委任状（任意様式）

イ グループ結成に関する協定書又はこれに準ずる書類（任意様式）

⑧ その他

上記の提出資料には、見やすいように目次やページを付ける等の工夫をしてください。

(2) 申請書類の配布

① 配布場所

高知県水産振興部漁港漁場課（高知県庁西庁舎6階）

② 配布期間

令和7年9月5日（金）から令和7年11月4日（火）まで（土、日、祝日を除く。）の間で、午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までの間を除く。）。

なお、申請書類の電子ファイルは、県漁港漁場課のホームページ<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040000/040501/>からダウンロードできます。

(3) 申請書類の提出

① 提出先

高知県水産振興部漁港漁場課（高知県庁西庁舎6階）

② 提出方法

持参又は郵送とします。

③ 受付期間

令和7年9月5日（金）から令和7年11月4日（火）まで（土、日、祝日を除く。）の間で、午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までの間を除く。）。

郵送の場合は、書留郵便で締切日午後5時15分必着のこと。

④ 提出部数 8部（正1部、副7部）

(4) 留意事項

① 提出された申請書類は、返却しません。

② 提出された申請書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。

③ 提出された申請書類は、必要な範囲で複写することがあります。

④ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

⑤ 受付期間後における申請書類の提出、差し替え及び修正は認めません。ただし、申請者の住所及び代表者が変更となった場合は、その事項を記載した書類（任意様式）を提出してください。

⑥ やむを得ない理由により、申請を辞退することが明らかになった場合には、申請辞退届（任意様式）を提出してください。

- ⑦ 提出書類は、高知県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ⑧ 本件提案に関して、選定委員会委員等への働き掛けを禁止します。
- ⑨ 申請に必要な経費は、すべて申請者が負担することとします。

12. 質問事項の受付

① 質問の受付方法

質問書（別記第7号様式）により質問してください（持参、郵送、ファクシミリ、Eメールいずれでも可。）。

② 受付期間

令和7年9月5日（金）午前8時30分から令和7年10月24日（金）午後5時15分まで（持参の場合は、土、日、祝日を除く。）。

③ 回答方法

県漁港漁場課のホームページ<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040000/040501/>に、質問と回答を掲載します。ただし、質問内容によっては回答できない場合があります。

13. 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。

① 開催日時

令和7年10月10日（金）午前9時30分から午前11時30分まで

② 集合場所

土佐市宇佐町宇佐字橋田浜2752番6 橋田船舶陸上保管施設前

③ 申込方法

現地説明会参加申込書（別記第6号様式）により申し込んでください（持参、郵送、ファクシミリ、Eメールいずれでも可。）。

④ 受付期間

令和7年9月5日（金）午前8時30分から令和7年9月30日（火）午後5時15分まで（持参の場合は、土、日、祝日を除く。）。

⑤ 荒天の場合は、日時を変更することがあります。

⑥ 参加希望の申し込みがない場合は、開催しません。

14. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

高知県水産振興部漁港漁場課（高知県庁西庁舎6階）

担当 石崎、古谷

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

電話番号 088-821-4836 FAX番号 088-821-4529

Eメール 040501@ken.pref.kochi.lg.jp

漁港漁場課HP <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040000/040501/>